

監査告示第14号

令和3年7月6日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

平成28年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成28年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「鹿児島市の高齢者福祉及び介護保険事業にかかる事務の執行について」

指摘事項等	担当局部課名	措置
IV. 監査の指摘及び意見 4. 虚弱高齢者等福祉用具給付事業 (2) 指摘及び意見 1) 給付品目の検討について (意見) 給付品目の内容について、 需要のないものの分析や他自治体における品目も参考にして、現状の品目の適切性を再検討することが必要である。 (P50)	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	入浴担架、発電機又はバッテリーセット、湯沸器、火災警報器、自動消火器に関しては、給付実績が少ないことから、平成30年度で廃止とした。 また、手押し車については、令和元年度から、これまでのボックスタイプに加え、要望の多かったコンパクトタイプを追加した。

<p>IV. 監査の指摘及び意見 7. 心をつなぐともしびグループ活動推進事業 (2) 指摘及び意見 1) 地域間のバランスについて (意見) 地域によってグループ数に開きがみられるので、可能な限り地域間での隔たりが生じないように登録を促すような取組、PR等が必要である。 (P59)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>鹿児島市社会福祉協議会を通じ校区社協に登録を促す働きかけのほか、年1回行う研修会の場で、登録者増に向けての周知、市ホームページや市広報誌への掲載を行ってきているところであるが、令和3年から4月に新たに全校区社協(73校区)に対し、活動促進パンフレットを配布し、活動内容の周知及び登録者募集の案内を行った。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見 9. 心をつなぐ訪問給食事業 (2) 指摘及び意見 1) 安否確認の方法の明文化について (意見) 配達時に不在の場合の連絡手段について、現在運用面では周知はなされているが、明文化された手順がない。受託業者の義務や責任の所在をより明確にするため契約書や仕様書等へ連絡手順を明記されたい。 (P67)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>平成30年度に安否確認手順書を作成し、31年度から仕様書へ盛り込んだが、令和2年9月に見直しを行い安否確認フローチャートとして新たに作成し、令和3年3月に全事業者を対象とした説明会を行った。 また、令和3年度においても、仕様書にフローチャートを含めたもので契約を行った。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見 14. 鹿児島市立いしき園 (2) 指摘及び意見 1) 備品の管理について (指摘) 備品シールについて、鹿児島市会計規則に定める項目(購入年度、番号等)が記載されておらず物品一覧表との突合が困難な状態であった。物品の適切な管理が必要である。 (P84-85)</p>	<p>健康福祉局 福祉部 保護第一課</p>	<p>いしき園の令和2年4月1日の廃止に伴い、備品は廃棄又は保管転換により適切に処理した。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見 14. 鹿児島市立いしき園 (2) 指摘及び意見 2) 管理規則における職員数見直しの必要性について (意見) いしき園の職員数については市の管理規則で規定されているが、在園者数が減少していることから、想定される業</p>	<p>健康福祉局 福祉部 保護第一課</p>	<p>いしき園の令和2年4月1日の廃止に伴い、職員は配置換した。</p>

<p>務量とのバランスの問題について検討する必要がある。 (P 85-86)</p>		
<p>IV. 監査の指摘及び意見 14. 鹿児島市立いしき園 (2) 指摘及び意見 3) 他福祉事務所からの支弁額増加施策について (意見) 在園者数の減少に伴い歳出が歳入を大きく上回る傾向にあるので、他市町村からの入園者をより積極的に受け入れることも選択肢の 1 つとして検討すべきである。 (P 87-88)</p>	<p>健康福祉局 福祉部 保護第一課</p>	<p>いしき園は、令和 2 年 4 月 1 日の廃止に伴い、社会福祉法人に引き継がれた。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見 14. 鹿児島市立いしき園 (2) 指摘及び意見 4) 長期入院者について (指摘) 約 5 年にわたり入院のため不在となっている在園者が存在する。負担金は支払っており、園にまだ空きがあるため他の入所希望者の妨げになるような事態ではないものの、国の指針に照らすと措置を所管する部局と連携を図り、措置廃止も含めた検討が必要である。 (P 88-89)</p>	<p>健康福祉局 福祉部 保護第一課</p>	<p>いしき園は、令和 2 年 4 月 1 日の廃止に伴い、社会福祉法人に引き継がれた。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見 16. 要介護・要支援の認定 (2) 指摘及び意見 1) 認定に係る日数について (意見) 介護保険法においては、原則として申請から 30 日以内に認定しなければならないことが規定されているが、平成 27 年度においては申請から通知までの平均日数が 34 日である。期間短縮のための方策を引き続き検討・実行されたい。 (P95-96)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課</p>	<p>更新申請が月初に集中することを避けるため、介護サービス事業者等への集団指導において提出日を分散していただくようお願いしているところである。また、令和 2 年 11 月 24 日からのシステム更新に合わせて、毎月 1 日が閉庁日の場合、区分変更申請において直前の開庁日に限り申請可能とし、提出日の分散につながっている。 さらに提出が遅れている主治医意見書については引き続き、電話による催告を行うとともに、申請時に受診有無等の確認を徹底するために、令和 2 年 11 月 24 日より申請様式の変更を行った。また認定調査について</p>

		ても申請時の連絡先、調査場所等の確認作業を徹底するなどの改善を図り、調査時間の短縮にも努めている。
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>17. 介護保険料の賦課・徴収</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 普通徴収の収納状況について</p> <p>(意見)</p> <p>本市の介護保険料の普通徴収の収納率は中核市の中でも低い水準である。他市の取組み等も参考にして、より一層収納率の向上に取り組むべきである。</p> <p>(P100-103)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>介護保険課</p>	<p>介護保険料の収納対策については、職員や介護保険指導員（嘱託員）の個別訪問により、個々のケースに応じた介護保険制度の説明・納付指導・保険料徴収を行い、新規の未納者に対しては「納税お知らせセンター」を活用した早期の納付奨励を行ったほか、他都市の取組みを参考に新たな取組として、平成30年3月から新規資格取得者に口座登録ハガキを同封し、口座振替の奨励強化を行っている。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>23. 介護給付適正化事業</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 住宅改修費の支給に関する現地確認時の基準について</p> <p>(意見)</p> <p>介護保険の住宅改修費の支給に関して現地確認の必要性を判断する際には、案件が多数であることから、過去の現地確認に至った理由、顛末の事例を蓄積したチェックリスト等の活用を検討する必要がある。</p> <p>(P127-128)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>介護保険課</p>	<p>過去に現地調査が必要となった内容や注意点を記載したチェックリストを平成31年3月に作成し、4月から現地調査を行っているところである。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>23. 介護給付適正化事業</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 福祉用具の貸与、福祉用具購入費の支給に係る実態調査について</p> <p>(意見)</p> <p>現在、福祉用具の貸与、福祉用具購入費の支給に関する実態調査は行われていない。可能な範囲で実態調査を実施すべきである。</p> <p>(P129-130)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>介護保険課</p>	<p>福祉用具の貸与、福祉用具購入費の支給については、これまでも行っている書面等での確認のほかに、疑義が生じる場合に、平成29年度から、訪問等による実態調査を行うこととした。</p>

<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>24. 介護保険施設入所者等に係る減額</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 認定申請書の様式について（意見）</p> <p>現在の「介護保険負担限度額認定申請書」の様式においては、現金、預貯金、有価証券以外の財産（例：貴金属）についての説明がないためこれらの捕捉が漏れる可能性がある。「預貯金等」の範囲について申請書余白に記載する等、様式の改善を検討されたい。</p> <p>(P133-134)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課</p>	<p>包括外部監査の指摘をふまえ、令和元年度の更新時より「介護保険負担限度額認定申請書」の様式に、「預貯金等」の範囲を記載した。</p>
--	------------------------------------	--